

○香川県警察管区機動隊の襟章の着装に関する訓令

令和4年3月25日

警察本部訓令第9号

香川県警察管区機動隊の襟章の着装に関する訓令を次のように定める。

香川県警察管区機動隊の襟章の着装に関する訓令

(目的)

第1条 この訓令は、警察官等の服制に関する細則（平成6年警察庁訓令第1号）第3条の規定に基づき、香川県警察管区機動の隊員（以下「隊員」という。）が着装する襟章（以下単に「襟章」という。）に関し必要な事項を定め、管区機動隊員の身分を明確にするとともに、職責の涵養^{かん}を図り、もってその士気高揚に資することを目的とする。

(制式)

第2条 襟章の制式は、次のとおりとする。

- (1) 地質は、金属とする。
- (2) 色は、銀色とする。
- (3) 形状及び大きさは、別図1のとおりとする。

(常時着装)

第3条 隊員は、制服又は活動服を着用するときは、常時襟章を着装しなければならない。ただし、職務を遂行する上で支障があると認められる場合は、この限りでない。

(着装方法)

第4条 襟章は、次の各号に掲げる制服又は活動服の区分に応じ、当該各号に定める方法により着装しなければならない。

- (1) 合服上衣、冬服上衣、合活動服及び冬活動服 別図2のとおりとする。
- (2) 夏制服上衣 別図3のとおりとする。

(襟章の取扱い)

第5条 隊員は、襟章を適正に取り扱うとともに、その職を解かれたときは、これを後任者に引き継がなければならない。ただし、後任者が指定されない場合は、大隊長に返納しなければならない。

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(別図 省略)